

基本目標2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策の方針4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶

1. 京都市DV対策基本計画

ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実

① 京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|------------------|--|-------|---------|----|
| 1 | 4-1 | ア(1) | 京都市DV相談支援センターの運営 | DV対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都市DV相談支援センターの運営を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 2 | 4-1 | ア(1) | 緊急ホットライン | 京都市DV相談支援センターにおいて、休日、夜間等における緊急の電話対応を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

② 被害者の早期発見とニーズに沿った支援の実施

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 3 | 4-1 | ア(2) | 女性への暴力相談 | ウィングス京都において「女性への暴力相談」を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 4 | 4-1 | ア(2) | 府市合同によるネットワーク京都会議の開催 | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 5 | 4-1 | ア(2) | 研修の実施 | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 6 | 4-1 | ア(2) | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営 | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 7 | 4-1 | ア(2) | 京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

③ 男性被害者への支援の手法を検討

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--------------------------------|---|------------|----------------------|----|
| 8 | 4-1 | ア(3) | 男性のためのDV電話相談 | 男女共同参画センターにおいて、DVに悩む男性被害者や加害者の相談に対応する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 9 | 4-1 | ア(3) | 児童虐待防止啓発事業 | 様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 10 | 4-1 | ア(3) | 児童虐待対策の機能強化事業 | 全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 11 | 4-1 | ア(3) | 急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化 | 年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、警察からの書面通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る児童特定業務等を専任で行う会計年度任用職員6名を引き続き配置し、児童相談所の体制を強化する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども若者未来部 児童福祉センター | |

④ 加害者更生に関する支援の在り方を検討

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--------------|--|-------|---------|----|
| 12 | 4-1 | ア(4) | 男性のためのDV電話相談 | 男女共同参画センターにおいて、DVに悩む男性被害者や加害者の相談に対応する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

⑤ 区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-------|---|-------|---------|----|
| 13 | 4-1 | ア(5) | 研修の実施 | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

イ 関係機関との連携協力の推進

① 個別ケースにおける児童虐待関係機関及びその他関係機関との情報共有

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 14 | 4-1 | イ(1) | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営 | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 15 | 4-1 | イ(1) | 京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 16 | 4-1 | イ(1) | 府市合同によるネットワーク京都会議の開催 | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

② 児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修の実施等による連携の強化

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 17 | 4-1 | イ(2) | 研修の実施 | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 18 | 4-1 | イ(2) | 京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

③ 民間支援団体との連携の強化

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|----------------------|---|-------|---------|----|
| 19 | 4-1 | イ(3) | 府市合同によるネットワーク京都会議の開催 | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

① 緊急避難場所の確保及び避難先での支援の充実

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-------------------------------|---|------------|----------|----|
| 20 | 4-1 | ウ(1) | 民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度 | DV被害者や犯罪被害者等のための民間シェルターを運営する団体に対し家賃に要する費用等を助成する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 21 | 4-1 | ウ(1) | 民間シェルター事業補助(配偶者暴力被害者等支援交付金) | 安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間団体に対し、生活諸費相当額を助成する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 22 | 4-1 | ウ(1) | 配偶者等からの暴力被害者等緊急一時避難支援事業費補助金制度 | DV被害者等の緊急時における安全の確保を行った場合に、民間シェルター等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 23 | 4-1 | ウ(1) | 母子生活支援施設緊急一時保護事業 | 夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 24 | 4-1 | ウ(1) | 市営住宅特定目的優先入居(DV被害者)の実施 | DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 25 | 4-1 | ウ(1) | 市営住宅特定目的優先入居(犯罪被害者等)の実施 | 犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |
| | | | | | 都市計画局 | 住宅管理課 | |
| 26 | 4-1 | ウ(1) | 犯罪被害者等生活資金の給付 | 犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する(DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む)。また、犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として日常生活(家事・介護・保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成(1時間当たり3,000円上限等)する。併せて、(公社)京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |

② 被害者とその子どもの自立に向けた支援

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-------------------------|--|-------|----------|----|
| 27 | 4-1 | ウ(2) | 京都市DV相談支援センターにおける自立支援 | 自立に向け、情報提供をはじめ医学的、心理学的カウンセリング、同行支援など、被害者に必要な支援を継続的に実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 28 | 4-1 | ウ(2) | 市営住宅特定目的優先入居(DV被害者)の実施 | DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 29 | 4-1 | ウ(2) | 市営住宅特定目的優先入居(犯罪被害者等)の実施 | 犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | 再掲 |

| | | | | | | | |
|----|-----|------|---------------|---|------------|----------|----|
| 30 | 4-1 | ウ(2) | 犯罪被害者等生活資金の給付 | 犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |
| 31 | 4-1 | ウ(2) | 児童虐待防止啓発事業 | 様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 再掲 |
| 32 | 4-1 | ウ(2) | 児童虐待対策の機能強化事業 | 全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 再掲 |

③ 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|-------------|---|-------|---------|----|
| 33 | 4-1 | ウ(3) | 被害者の情報管理の徹底 | ◆DVセンターにおける相談記録等の個人情報の管理はもとより、被害者支援に係る関係機関との連携においては、被害者の安全に配慮するとともに、徹底した個人情報保護の下、住民基本台帳の閲覧制限などの支援を行う。 ◆配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議やドメスティック・バイオレンス対応マニュアルにより、被害者支援に携わる職員のDVに関する理解を高めることで、情報管理の徹底等に努める。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

エ 市民への普及啓発

① 様々な手法を活用したDVに関する市民への効果的な普及啓発

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|----------------|--|-------|---------|----|
| 34 | 4-1 | エ(1) | 女性に対する暴力をなくす運動 | ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 35 | 4-1 | エ(1) | 多言語パンフレットの活用 | DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

② 学校における「性に関する指導」の充実及び若年層向けの啓発

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--------------------------|---|-------|---------|----|
| 36 | 4-1 | エ(2) | 交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進 | ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 ◆KYO-DENT（「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ）を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

| | | | | | | | |
|----|-----|------|---------------------------|--|------------|---------|----|
| 37 | 4-1 | エ(2) | ホームページを通じた情報発信 | ◆DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。 ◆KYO-DENT（「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ）を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 38 | 4-1 | エ(2) | 青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施 | 南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルズ課題について気軽に相談できる場所を提供する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | 再掲 |
| 39 | 4-1 | エ(2) | 性に関する指導の推進 | 児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。 | 教育委員会 | 体育健康教育室 | 再掲 |

③ 児童虐待関係所管課と協力した広報啓発

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|----------------|---|-------|---------|----|
| 40 | 4-1 | エ(3) | 女性に対する暴力をなくす運動 | ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童相談所等との連携により街頭啓発を行う。 ◆ウィングス京都パープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 ◆相談窓口等を掲載したトラフィックカードを作成、販売する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 41 | 4-1 | エ(3) | ホームページを通じた情報発信 | ◆DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。 ◆KYO-DENT（「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ）を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 42 | 4-1 | エ(3) | リーフレットの活用 | ◆DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

2. セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

① 各種ハラスメント防止対策の推進

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--------------------------|---|-------|-------------|----|
| 43 | 4-2 | 1 | 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、「男女共同参画データブック」等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。 ◆テーマ ・男女平等教育 ・子育て ・真のワーク・ライフ・バランス ・DV ・セクシュアル・ハラスメント ・防災 ・LGBT等の性的少数者 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 44 | 4-2 | 1 | 勤労者教育事業の実施 | 常設の夜間学校（各種学校）である京都労働学校において、職場における各種ハラスメント等、職場で直面する問題に対処するため、労働法における労働者の権利や保護等に関する規定を学ぶ講座を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 45 | 4-2 | 1 | 市職員に対するハラスメント防止対策 | ハラスメント防止に向け、研修等の啓発活動を行うとともに、相談窓口において相談・苦情に対応する。 | 行財政局 | コンプライアンス推進室 | |

② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--------------------------|--|-------|----------|----|
| 46 | 4-2 | 2 | 男女共同参画センター「相談事業」 | ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 （「一般相談（女性のための相談）」、「専門相談（女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のためのDV電話相談）」） | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 47 | 4-2 | 2 | 交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進 | ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施す | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 48 | 4-2 | 2 | 性暴力被害者支援事業の実施（ウィングス京都） | 大学生を対象に「性暴力」について学ぶ機会を提供することで、彼らが被害者や加害者にならないための予防教育を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 49 | 4-2 | 2 | 犯罪被害者等支援策の推進 | （公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、京都府、京都府警察等の関係機関との連携により、住居の提供やこころのケアなど中長期に渡って途切れない支援を行い、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立った各種施策を推進する。また、犯罪被害者等が置かれた立場に関する理解を深めるため、関係機関等と連携しながら、広報・啓発事業を進めていく。 さらに、府域における性被害者支援に特化した総合支援窓口である京都市性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）が市民に認知され、十分な機能を発揮できるよう、市民への周知、広報等に協力していく。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |

施策の方針5 さまざまな困難を抱える方への支援

① 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--|---|-------|------------|----|
| 50 | 5 | 1 | 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、「男女共同参画データブック」等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。 ◆テーマ ・男女平等教育 ・子育て ・真のワーク・ライフ・バランス ・DV ・セクシュアル・ハラスメント ・防災 ・LGBT等の性的少数者 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 51 | 5 | 1 | 不安を抱える女性を対象とした支援 | 不安や困難・課題を抱える女性を対象とし、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において相談窓口を運営し、不安を抱える女性が相互に支え合い社会とのつながりを回復していける場を提供することと併せて、女性の就業支援に取り組む。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 52 | 5 | 1 | ごみ収集福祉サービス（まごころ収集） | 所定の場所にごみを排出することが困難な要介護高齢者等への生活支援として、5種類のごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ）について、自宅の玄関先まで出向いて収集を行う。 | 環境政策局 | まち美化推進課 | |
| 53 | 5 | 1 | 京都市外国籍市民総合相談窓口における相談事業等の実施 | 外国籍市民等を対象とした各種相談事業を実施するほか、「京都市生活ガイド」（4言語）をはじめ、各種情報をホームページなどで提供する。 | 総合企画局 | 国際交流・共生推進室 | |
| 54 | 5 | 1 | はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更なる推進 | 障害のある人が、社会的に自立し、かつ生きがいを持って働くことができる社会の実現に向けて、引き続き、オール京都体制での就労支援、一般就労の促進、職場定着に向けた支援、福祉的就労の底上げを図る。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | |

| | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|------------|-----------|--|
| 55 | 5 | 1 | 障害のあるひとへの24時間相談体制の確立（障害者地域生活支援拠点等の整備） | 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、地域における障害のある人の生活支援を図るため、全市・全ての障害のある人等を対象とした京都市障害者休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯の電話・FAXによる相談を受け付ける。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | |
| 56 | 5 | 1 | グループホームをはじめ障害のあるひとが地域で安心して暮らせる施設の設置の促進 | 障害のある人が地域の中で自立した生活を送るために重要な役割を果たしている障害者グループホーム等、障害のある人が身近に利用できる施設の設置を促進する。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | |
| 57 | 5 | 1 | 高齢者の生きがいづくりや就労の推進 | 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うことにより、高齢者の多様な生きがいづくりや就労の推進に取り組んでいる。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 58 | 5 | 1 | 高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護等のサービスを切れ目なく提供する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築 | 医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」について、これまでの学区や区域、市域を単位としたものに加え、日常生活圏域を標準とした会議を設置するなど、地域のネットワーク構築はもとより、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組むとともに、分野ごとのネットワークとの連携・情報共有を図り、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進める。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 59 | 5 | 1 | 地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つながり」「支える」、支援の受け手を中心としたひきこもり支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい全年齢型の相談窓口による充実した取組 ひきこもり地域支援センターと関係機関とが連携した組織的な取組の強化 区役所・支所保健福祉センターを中核とした支援体制の構築 「よりそい支援員」による本人に寄り添った支援の充実 ひきこもりに関する社会資源の更なる拡充 支援機関同士の連携を図るネットワークの構築 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| | | | | | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | |
| 60 | 5 | 1 | 高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談 | 言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの利用を支援する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 61 | 5 | 1 | 高齢や障害のために、地域での生活に不安のあるひとの権利を守る「成年後見支援センター」・「日常生活自立支援事業」による権利擁護の推進 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分な方々の地域生活を支えるため、成年後見支援センターにおいて成年後見制度の普及啓発、相談対応、手続きに係る支援など、ワンストップサービスを提供するとともに、国基準に基づく各区社会福祉協議会の人員増により運営体制を強化し、日常生活自立支援事業の推進を図る。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 62 | 5 | 1 | 単身高齢者万一あんしんサービス事業 | 身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の残置物処理や葬祭執行等の高齢者自身の不安を解消するため、利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社の三者で、生前の死後事務委任契約に基づき、亡くなられた後の葬祭執行等を行う。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 63 | 5 | 1 | 母子保健通訳派遣事業 | 外国人等で日本語によるコミュニケーションをとることが難しい母親のうち、周囲に支援者がいない対象者に対し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所におけるすべての母子保健事業に通訳派遣を委託した事業者等から通訳者を派遣することにより、育児不安を軽減し、安心して子育てができるように支援する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 64 | 5 | 1 | 総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・就労支援の推進 | 総合支援学校高等部生徒の企業等への就労に向け、学校での学びを企業や関係団体との連携による長期的・計画的な実習と組み合わせることにより、企業等で活躍できる生徒を育成する「デュアルシステム」の更なる充実を図るとともに、高等部職業学科を中心とした地域との協力・協働のもと進める新たなキャリア教育を推進する。 | 教育委員会 | 総合育成支援課 | |

| | | | | | | | |
|----|---|---|--|--|-------|-------|--|
| 65 | 5 | 1 | 高齢者に配慮した住宅の普及促進や高齢者が賃貸住宅へ円滑に入居するための支援の充実 | 不動産関係団体及び福祉関係団体との協働により、住宅と福祉の両面から、高齢者の入居を拒まない民間の賃貸住宅の普及を促進するとともに、高齢者が安心してこれらの住宅に入居できるよう、高齢者向けの住宅情報の提供を行う。さらに、単身高齢者等に低廉な空き物件の紹介と日常的な生活相談や見守り等を行う高齢者住まい・生活支援事業について、事業内容の検証等を行い、継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームを構築する。 | 都市計画局 | 住宅政策課 | |
|----|---|---|--|--|-------|-------|--|

② ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|--|--|------------|----------|----|
| 66 | 5 | 2 | ひとり親家庭等医療費支給事業 | ひとり親家庭の児童及び母又は父等の医療費の一部を支給する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 67 | 5 | 2 | ひとり親家庭支援センター運営 | ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、ひとり親相互の交流を深める施設として運営する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 68 | 5 | 2 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭等の方が、就職活動、疾病、出張等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。また、未就学児又は小学生を養育しているひとり親家庭については、帰宅時間が遅くなる等、就業を理由として定期的に家事援助、保育サービスを提供する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 69 | 5 | 2 | 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業） | ひとり親家庭の親が技能習得を行う際に給付金を支給する。（これまで母子家庭の母のみを対象としていたが、平成25年度から、父子家庭の父にも拡大） | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 70 | 5 | 2 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行う（平成26年10月から父子家庭にも対象を拡大。）。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 71 | 5 | 2 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受講修了時及び、合格時に受講費用の一部を支給する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 72 | 5 | 2 | 市営住宅特定目的優先入居（ひとり親世帯）の募集 | 市営住宅の入居者募集の際に、ひとり親世帯の優先募集枠を設ける。（事務は子ども若者はぐくみ局が担当し、保健福祉センター等が窓口） | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 73 | 5 | 2 | ひとり親家庭に対する相談・支援の強化 | ひとり親家庭に対する相談・支援について、京都市ひとり親家庭支援センターや各種支援策の認知度向上に向け、情報誌の発行、ホームページや、区役所・支所におけるチラシ配布等による情報発信を行う。また、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援とともに就業支援や養育費の確保も含めた経済的基盤の充実に向けた取組等を推進する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |

③ 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進と困難の解消に向けた支援

| No. | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和4年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-------|------|---------------------|---|-------|---------|----|
| 74 | 5 | 3 | LGBT等の性的少数者に係る取組の推進 | LGBT等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるように、引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、国や他都市の取組状況も調査、研究しながら、課題の解決に向け、パートナーシップ宣誓制度の更なる活用などについて検討を行う。 また、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する取組として、啓発事業、性的少数者の意見交換等の交流の「場」としてのコミュニティースペースの実施等を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |